

公益財団法人 日本ライフセービング協会

日本代表及びハイパフォーマンスチームのスタッフに関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の日本代表及びハイパフォーマンスチーム（以下「HPT」という）に関わるスタッフについて、その役割、選任の基準、任期等を明確にすることにより、ライフセービングスポーツの公正な発展及び普及を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程における次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 日本代表

日本代表選手及び強化指定選手に関する規程において選考された日本代表選手によって構成されるチームで、オープン、ユース、IRB に分類される全カテゴリーを称する。

(2) ハイパフォーマンスチーム

日本代表選手及び強化指定選手に関する規程において選考された強化指定選手によって構成されるチームで、HPT-A、HPT-B、HPT-C、IRB-HPT に分類される全カテゴリーを称する。

(3) 日本代表スタッフ

本規程において選任された次の者によって構成される。

- ① 日本代表監督
- ② ヘッドコーチ
- ③ コーチ及びアシスタントコーチ
- ④ トレーナー及びアシスタントトレーナー
- ⑤ マネージャー及びアシスタントマネージャー
- ⑥ 専門スタッフ
- ⑦ アシスタントスタッフ

(4) HPT スタッフ

本規程において選任された次の者によって構成される。

- ① 日本代表監督
- ② コーチ及びアシスタントコーチ
- ③ トレーナー及びアシスタントトレーナー
- ④ マネージャー及びアシスタントマネージャー
- ⑤ 専門スタッフ
- ⑥ アシスタントスタッフ

(選任の基準)

第3条 HPT スタッフのうち、コーチ、トレーナー、マネージャー、専門スタッフ、アシスタントスタッフは、次の各号に示す下記の基準のいずれをも満たす者の中から、スポーツ育成委員長が選任し、担当理事の承認を得て、理事長が委嘱する。

(1) コーチ

- ① 本協会指導員資格を取得している者、または同等の知識技術及び経験を有する者
- ② ライフセービングスポーツの発展に貢献があった者
- ③ 各クラブにおいてライフセービングスポーツ指導に積極的に携わった者

- (2) トレーナー
 - ① 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を取得している者、または同等の知識技術及び経験を有する者
 - ② ライフセービングスポーツの発展に貢献する意志のある者
- (3) マネージャー
 - ① 国際室の推薦のある者
 - ② 外国語に堪能である者
 - ③ ライフセービングスポーツの発展に貢献する意志のある者
- (4) 専門スタッフ
 - ① 日本代表及びHPTの強化のために必要な専門的な知識や技術を有する指導者
 - ② ライフセービングスポーツの発展に貢献する意志のある者
- (5) アシスタントスタッフ
 - ① 事務作業能力を有する者
 - ② HPTの事業を円滑にするための補助ができる者
 - ③ ライフセービングスポーツの発展に貢献する意志のある者
- 2 HPTスタッフのうち、アシスタントコーチ、アシスタントトレーナー、アシスタントマネージャーは、各号に示すHPTスタッフの候補者として、上記の基準のいずれかを満たす者の中から、スポーツ育成委員長が選任し、担当理事の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 日本代表監督は、次の基準のいずれをも満たす者の中から、担当理事、スポーツ副本部長及びスポーツ育成委員長が選任し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - (1) 本協会指導員資格を取得する者
 - (2) HPTコーチである者
- 4 専門性の高い知識技術及び経験を有する外部の者で理事会が特別に認めた場合は、日本代表監督として、担当理事、スポーツ副本部長及びスポーツ育成委員長が選任し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱することができる。
- 5 各遠征の日程に日本代表監督の都合がつかない場合には、日本代表監督代理としてHPTコーチの中から、ヘッドコーチを選任することができる。この場合、担当理事、スポーツ育成委員長及び日本代表監督が選任し、理事会が承認し、理事長が委嘱する。
- 6 日本代表監督以外の日本代表スタッフについては、HPTスタッフの中からそれぞれに該当する者を、日本代表監督が選任し、担当理事とスポーツ育成委員長の承認を得て、理事長が委嘱する。

(職務及び所管事項)

- 第4条 日本代表監督は、次の事項について関係各所の協力を得つつ執行する。
- (1) ハイパフォーマンスプログラムの作成及び日本代表の目標設定
 - (2) 日本代表及びHPTの指揮及び強化に関わる業務の指揮
 - (3) 日本代表選手及び強化指定選手への教育的な指導
 - (4) 日本代表選手及び日本代表スタッフの選考
 - (5) 海外及び国内の遠征や合宿に関わる準備や関係各所との調整
 - (6) 加盟団体やスポンサーなど関係各所への報告
 - (7) ライフセービングスポーツの発展に関する事業への参加
 - (8) 説明要求に対しての選考結果の説明
- 2 日本代表スタッフは、日本代表に関する日本代表監督の業務執行を支援する。
 - 3 コーチは、次の事項について日本代表監督と協力しながら執行する。
 - (1) ハイパフォーマンスプログラムの作成補佐

- (2) 日本代表及び HPT の指導及び強化に関わる業務の運営
- (3) 日本代表選手の選考に関する助言
- (4) 海外及び国内の遠征や合宿に関わる準備や関係各所との調整
- (5) ライフセービングスポーツの発展に関する事業への参加
- 4 アシスタントコーチは、次の事項についてコーチを補佐しながら執行する。
 - (1) 日本代表及び HPT の指導
 - (2) 海外及び国内の遠征や合宿に関わる準備補佐
 - (3) ライフセービングスポーツの発展に関する事業への参加
- 5 トレーナーは、次の事項について日本代表監督及びコーチと協力しながら執行する。
 - (1) ハイパフォーマンスプログラムの作成補佐
 - (2) 日本代表及び HPT の指導及び強化に関わる業務の運営
 - (3) 海外及び国内の遠征や合宿に関わる準備
 - (4) ライフセービングスポーツの発展に関する事業への参加
- 6 アシスタントトレーナーは、トレーナーの業務執行を補佐する。
- 7 マネージャーは、次の事項について日本代表監督を補佐しながら執行する。
 - (1) 強化に関わる業務の運営補佐
 - (2) 海外及び国内の遠征や合宿に関わる準備補佐
 - (3) 海外及び国内の遠征や合宿での宿泊、移動、食事に関わる業務
 - (4) 海外及び国内の遠征や合宿での通訳業務
- 8 アシスタントマネージャーは、マネージャーの業務執行を補佐する。
- 9 専門スタッフは、次の事項について日本代表監督と協力して執行する。
 - (1) 日本代表及び HPT への専門的な技術指導
- 10 アシスタントスタッフは、次の事項について日本代表監督を補佐しながら執行する。
 - (1) 海外及び国内の遠征や合宿に関わる準備補佐
 - (2) 加盟団体やスポンサーなど関係各所への報告補佐

(任 期)

- 第5条 日本代表監督の任期は、委嘱の日から Lifesaving World Championships における日本代表選手の任期終了後までとして最長2年とする。
- 2 日本代表監督以外の日本代表スタッフの任期は、委嘱の日から指定された国際大会における日本代表選手の任期終了までとする。
 - 3 日本代表監督以外の HPT スタッフの任期は、委嘱の日から強化指定選手の任期終了までとする。

(解 任)

- 第6条 日本代表スタッフ及び HPT スタッフが、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 日本代表監督は前項に定める解任の項目の他に、目標が達成できなかったときは、理事会の決議によって解任することができる。

(日本代表監督の権限)

- 第7条 日本代表監督は、次の権限を有する。
- (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、スポーツ育成委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- 2 日本代表監督は、前項第2号の決定を行った場合には、次のスポーツ育成委員会に

において、これを報告しなければならない。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規定は、2020年3月14日より施行する。